

第12回鹿児島市屋外広告物審議会 会議録（概要）

開催日時	平成22年11月12日（金） 14時30分～16時20分
開催場所	市役所東別館9階 特別中会議室
出席者	委員13人、事務局6人
（委員）	野田会長 有馬委員 平尾委員 古川委員 米永委員 柳井谷委員 西委員 永里委員 峯元委員 高木委員 小磯委員 古木委員 大山委員
（事務局）	上林房都市計画部長、東都市景観課長、吹留主幹、その他関係職員
会議の概要	
1 開 会	<p>1 開 会</p> <p>■事務局</p> <p>本日の出席委員は、17人中13人で過半数であり、鹿児島市屋外広告物審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。</p>
2 議 事	<p>2 議 事</p> <p>■野田会長</p> <p>第12回鹿児島市屋外広告物審議会の開催を宣言。会議録の署名を有馬委員と永里委員にお願いしたい。</p> <p>■有馬委員・永里委員</p> <p>了承</p> <p>■会長</p> <p>当審議会には、傍聴に関する規定がない。事務局、傍聴希望者があるか。</p> <p>■事務局</p> <p>傍聴希望者はなし、報道機関の取材希望が2社ある。</p> <p>■会長</p> <p>本日の審議会の傍聴を認めてもよろしいか。</p> <p>■委員一同</p> <p>異議なし</p> <p>■会長</p> <p>傍聴の許可を行い、審議会の円滑な進行をお願いすると共に報道機関の頭撮りを許可した。</p>

<p>(1) 報告事項</p> <p>①パブリックコメント手続の実施結果</p>	<p>(1) 報告事項</p> <p>①パブリックコメント手続の実施結果</p> <p>上林房都市計画部長が今回の審議会の趣旨を説明し、東都市景観課長が、パブリックコメント手続の実施結果について説明を行った後、審議会からの意見をいただいた。質疑の概要は次のとおり。</p> <p>■会長</p> <p>意見の提出者は、市内全般に分布していたのか。</p> <p>■事務局</p> <p>意見を出された方々の居住地分布については、分析していないが、専門的な意見や一般の個人が感じる率直な意見など様々な意見が出されている。</p> <p>■会長</p> <p>条例に盛り込む、盛り込まないなど処理区分はどのように分類しているのか。</p> <p>■事務局</p> <p>「改正条例等（案）に盛り込むもの」、「改正条例等（案）に盛り込み済みのもの」、「改正条例等（案）に盛り込まないもの」、「現行条例等に盛り込み済みのもの」、「その他要望・意見・感想等」に分類し、意見を整理している。</p>
<p>(2) 諮問事項</p> <p>①議案第1号</p>	<p>(2) 諮問事項</p> <p>①議案第1号：鹿児島市屋外広告物条例の一部改正について</p> <p>東都市景観課長が、鹿児島市屋外広告物条例の一部改正について説明を行った後、審議会からの意見をいただいた。質疑の概要は次のとおり。</p> <p>< 1 景観重要建造物に関する改正 ></p> <p>■会長</p> <p>景観重要樹木については、改正の中で触れていないが、どのようになるのか。</p> <p>■事務局</p> <p>景観重要樹木については、これまで同様、禁止物件のままである。</p> <p>■会長</p> <p>掲出できる面積が、地域毎に異なるが、地域で区別する必要があるのか。</p>

■事務局

禁止地域と制限地域では、経済活動の違いが大きいことから、地域毎に異なる基準としており、現行条例で定めている他の禁止物件と同様の基準としたところである。

また、景観重要建造物は、良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除却や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように市長が指定するものであることから、場所によっては、地域毎に定めた面積を上限として、景観重要建造物の指定の際に、景観を損なうこととならないよう適正に運用していきたい。

■会長

景観重要建造物の指定の際に、場合によっては、許可基準は5㎡だが、2㎡でお願いしたいという話もありえるのか。

■事務局

そのとおりである。

■会長

地域毎に異なる基準となっているのは、経済活動の違いによる広告の必要性からきていると考えてよいか。

■事務局

そのとおりである。現在想定される住吉町の石造倉庫は第2種制限地域となっており、自然地域より広告の必要性は高いと考えている。

< 2 地域貢献を条件とする広告物に関する改正 >

■委員

緩和することはわかるが、どこまで緩和するかが明記されていない。どのようにするのか。

■事務局

国道、県道、市道の道路管理者、警察等と連絡協議会を立ち上げ、具体の場所ごとに基準を決めていきたいと考えている。

地区指定のイメージとしては、地元で合意形成がはかられた後、法人格を持つ地元団体からの地区指定の依頼を受け、地区の範囲や緩和の基準、地域貢献の内容を検討し、先に述べた連絡協議会で個別の基準を協議し、協議が整った段階で、当審議会へ諮問して、答申をいただき、その後、地区の名称・区域・許可基準を公告したいと考えている。

■委員

賑わいの創出とあるが、アーケードでは、季節ごとにクリスマスツリーを飾り付けるなど行っているが、これらは、どのような扱いとなるのか。

■事務局

クリスマスツリーそのものは屋外広告物にはあたらない。ただし、クリスマスツリーに企業名や商品名を入れる等の文字が入れば、屋外広告物になることがある。

また、屋外広告物にあたらない場合も、道路占用許可や道路使用許可の基準には合致している必要がある。

<3 経過措置>

■委員

どのような場合に10年の経過措置が適用されるのか。

■事務局

改修計画書において、その内容が相当であると認められる場合には、最長10年の経過措置を認めることとした。

■会長

改修計画書が承認された場合には最長10年が適用されるということか。

■事務局

そのとおりである。改修計画書に、改修等の方法、改修等を行う時期や期間、改修等にかかる費用、これまでの設置期間、経過措置を延長しなければならない理由などを記入してもらい、審査することとなる。

<議案第1号：鹿児島市屋外広告物条例の一部改正について>

■会長

3つの案件を通じて意見はないか。

■委員一同

異議なし

■会長

議案第1号については「案に異議はない」として答申する。

②議案第2号

②議案第2号：鹿児島市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

東都市景観課長が、鹿児島市屋外広告物条例施行規則の一部改正について説明を行った後、審議会からの意見をいただいた。

質疑の概要は次のとおり。

< 1 可変表示式広告物に関する改正 >

■委員

可変表示式広告物の基準を導入すると、どの程度の既存不適格が発生するのか。

■事務局

前年度実施した調査結果では、主要交差点で不適格となる可変表示式広告物は8件発生することが予想される。

■会長

建築基準法に定義された敷地とは具体的にどのようなものか。

■事務局

一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地のことであるが、規則の中で細かく書くことは難しいため、パンフレット等で具体的な事例を挙げ、一般の方が分かりやすく表現したいと考えている。

■会長

登記上の一筆とは別か。

■事務局

別である。

■委員

敷地以外の一団の土地とは、どのようなものか。

■事務局

一体的に屋外駐車場として使用している場合や、資材置き場などに利用する場合が想定される。

< 2 景観計画に定める眺望確保範囲における広告物に関する改正 >

特に意見なし

< 3 自然地域に掲出される広告物に関する改正 >

■委員

案内広告物の面積基準はどのようになるのか。

■事務局

案内広告物の面積基準は、第1種禁止地域では、1面又は対向の表示面積が1㎡以内、第2種禁止地域では、1面又は対向の表示面積が2㎡以内、第1種制限地域及び第2種制限地域では、個別の広告物の許可基準内は表示可能である。

■会長

彩度8を超えて色彩を使用できないとあるが、個人で掲出する場合も同様か。

■事務局

個人が掲出する場合でも、まず、許可の有無を確認し、その後、彩度の基準に適合しているか確認することとなる。

■会長

道路沿道の100mを規制するとあるが、これは視認できる範囲を想定して決定していると考えてよいか。

■事務局

そのとおりである。

■委員

国道226号は禁止地域か。また、配布資料の下線で表示された部分はどのような意味か。

■事務局

現況で国道226号は禁止地域となっている。また、下線部分は、改正する部分である。

■委員

道路沿道の100m規制や500m規制の考え方について、規制する道路から見えない場合の取扱いを検討して欲しい。

■事務局

分かりづらい面もあることから、整理したい。

■委員

例えば高速道路等で、防音壁が立ち上がっている場合には、どのようになるか。

■事務局

大型バス等、通過する車両の高さにもよることから、防音壁で見えないからOKとはいえないが、トンネル等で見えない場合の取扱いについては、規制の趣旨が何かを考え、整理していきたい。

■委員

検討をお願いする。

■会長

規制の趣旨が何かを考えて、整理をお願いする。

< 4 景観形成重点地区候補地の広告物に関する改正 >

特に意見なし

< 5 公共広告物に関する改正 >

■会長

公共広告物についても、一般広告物と同様の基準を適用するということか。

■事務局

広告旗や立看板について、一般広告物の基準を適用するものである。

< 6 交通機関の車体広告物に関する改正 >

■委員

バスのラッピング広告はできないということか。

■事務局

窓面への掲出はできないが、車体には基準の範囲内で広告物の掲出は可能である。

■委員

市電の車体色と類似した色彩を使用する場合は、どのような扱いとなるのか。

■事務局

個別の事案ごとに対応することとなる。

■委員

おはら祭りの花電車など、賑わい創出の観点から、基準の適用を受けない規定を盛り込む必要はないか。

■事務局

現行条例において、祭礼等については、適用除外規定を設けている。

■会長

企業カラーは規制の対象となるのか。

■事務局

規制対象となる。

■委員

車両の表面積には屋根部分も含まれるのか。

■事務局

屋根部分も表面積に含まれる。

<7 経過措置>

特に意見なし

<議案第2号：鹿児島市屋外広告物条例施行規則の一部改正について>

■会長

7つの案件を通じて意見はないか。

■委員

平成18年に屋外広告物業が届出制から登録制へと改正され、厳しい規制となっているが、申請しないで広告物を設置する業者がいる。今後どのように是正指導していくのか。

■事務局

まず、改正内容について周知を徹底していく。その後、指導を行っていきたいと考えている。

■委員

指導があまいと危険な状態の屋外広告物が掲出されるので、指導を徹底して欲しい。また、来年の改正条例施行までは、改正内容に適合しないものも設置できるのか。

■事務局

条例が施行されるまでは、現行条例で許可していくこととなる。

■委員

駆け込みで申請することも予想されるので、ものによっては経過措置を短くしてもよいのではないか。

<p>3 閉 会</p>	<p>■会長</p> <p>今回の改正内容を知っていながら、駆け込みで申請するものの経過措置は短くしてもよいのではないか。</p> <p>■事務局</p> <p>出された改修計画書を基に適切な経過措置を認めようと考えている。また、駆け込みであるかそうでないかの判断は困難である。このため、許可申請が条例施行前なのか施行後なのかで判断していかざるを得ないと考えている。</p> <p>■会長</p> <p>議案第2号については「案に異議はない」として答申する。</p> <p>また、その他として、改正の趣旨を踏まえて、適切に運用を行っていただくことと違反是正指導を徹底していただくことを要望する。</p> <p><まとめ></p> <p>■会長</p> <p>その他で何か質問等があるか。特になければ、本日の審議を終了する。</p> <p>■事務局</p> <p>本日、審議いただいた鹿児島市屋外広告物条例等の一部改正原案について、今後、細かい文言等を調整し、来年3月の平成23年第1回市議会定例会に条例改正議案として提案したいと考えている。</p> <p>また、条例等の施行は、周知期間等も考慮して、平成23年10月1日を予定している。</p> <p>3 閉 会</p>
--------------	--